

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 2 3 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁危険物保安室

アルコールの増産等に係る消防法令の弾力的運用について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、消毒用アルコールの増産等が喫緊の課題であることを踏まえ、アルコールの増産等に関する消防法令の運用に当たっては、安全を確保しつつ迅速かつ弾力的な運用に配慮するよう、これまでも周知してきているところです。また、各地域で消毒用アルコールを増産し、又は新たに製造等しようとする事業者から、消防本部に対して多くの相談がなされているものと承知しております。

このような状況を踏まえ、危険物保安上の観点から安全を確保しつつ、今般のアルコール増産等の緊急性に的確に対応するため、消防法令の運用において留意すべき事項及び運用事例を別添1のとおり取りまとめましたので、執務上の参考としていただくようお願いいたします。

なお、アルコールの増産など新型コロナウイルス感染症への対応において、危険物保安を確保する上で必要な事項については、引き続き消防庁から情報提供を随時行っていくことを申し添えます。また、管轄の消防本部で判断がつかない場合がありますら、別添2の相談シートに具体的な内容を記入の上、消防庁危険物保安室までご相談ください。

【参考資料】

- ・消毒用アルコールの安全な取扱い等について(令和2年3月18日付け消防危第77号)
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した危険物施設における検査等の運用について(令和2年4月3日付け消防危第92号)
- ・厚生労働省による特定アルコールの配布に係る消防法令の運用について(令和2年4月10日付け事務連絡)
- ・新型コロナウイルス感染症対応に伴う高濃度エタノール製品の使用について(令和2年4月13日付け事務連絡)

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当: 齋藤、鈴木、勝本、平野、羽田野、竹中
TEL 03-5253-7524
FAX 03-5253-7534

アルコールの増産等に係る消防法令の運用に関する留意事項及び運用事例
(令和2年4月23日版)

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、消毒に用いるアルコールを緊急的に増産・保管等する施設において、危険物保安上の観点から安全を確保しつつ、消防法令を迅速・弾力的に運用することに資するため、消防庁においてこれまで得られた情報等を基に留意事項・運用事例を取りまとめた。

1 高濃度のアルコールを多量に貯蔵し、取り扱う場合において、危険物保安上考慮すべき一般的事項

(1) アルコールの性質、特徴

- 蒸発しやすく、常温でアルコールの可燃性蒸気に小炎や電気火花で引火
(参考) エタノール(100%)の性質：引火点 13℃、沸点 78℃
- 液体のため漏えいすると容易に拡散、火災時に放水すると液体とともに火面が拡大
- アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすい

(2) 安全確保の基本的な考え方

- 火災・流出等の事故への対策として、“事故の発生防止”、“施設内における拡大防止”、“周辺地域への影響防止”(隣接する建物等への延焼拡大や敷地外への流出等の防止)を考慮する必要
- 施設の位置・構造・設備、危険物の貯蔵・取扱いに関する安全管理、保安体制により実効性を確保。
 - 平時において長期的に実効性を確保するためには、危険物の性質や量等に応じ、施設の位置・構造・設備により、大きな事故に至らないための基本的な対策が確保されていることが適当。
 - 新型コロナウイルス感染症対策のため、緊急的かつ臨時的な増産等が求められる場合、時限的な措置として、仮貯蔵・仮取扱い(繰り返し可)を活用し、安全管理や保安体制の充実等により対応することも考えられる。これに当たり、過度に人的な注意力のみに依存することのないようにするとともに、適切な作業環境や労務管理の整備、十分な教育・訓練が実効性を確保する上で必要。また、火災・流出事故が発生した場合の応急対策が十分取られているかを確認することが重要

2 新型コロナウイルス対応として、臨時的に高濃度のアルコールを多量に貯蔵し、取り扱う場合において、消防法令に適合しない可能性があるものとして想定される事項

アルコールの増産等に伴い、新たに対応を要する工程等は、個々の状況に応じ異なると考えられるが、消防庁で把握している例としては、別紙1のような形態が想定される。

これらの関連施設・設備のうち、消防法令に適合しない項目としては、主に次のようなものが考えられる。

(1) 位置、構造及び設備の技術上の基準

- 高濃度アルコールの貯蔵や取扱いを行う場所からの距離規制（保安距離、保有空地等（例えば、木造住宅密集地域に立地する場合などに該当する可能性有））
- 建築物の構造（壁、床、屋根、窓又は出入口の材質等）
- 危険物を取り扱う設備（特に可燃性ガス等が滞留するおそれのある場所における電気機器は防爆構造とする等）

(2) 保安体制

- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 1 項の許可施設における危険物取扱者による立会い等（仮貯蔵、仮取扱いの場合は適用外）

(3) 運搬容器

- 容量に応じた適切な容器、「品名」・「危険等級」・「化学名」・「水溶性」・「数量」・「火気厳禁」の表示。

※ 500mL 以下のプラスチック容器等は、ファイバー板箱（段ボール箱）などの最大収容重量 30kg 以下の外装容器に収納すれば、落下試験等の基準が適用されず、表示も「通称名（エタノールなど）」、「数量」、「火気厳禁と同一の意味の表示」で足りる。

3 アルコールを貯蔵し、又は取り扱う施設に対する消防法令の適用関係等

アルコールの増産等に伴い、事業者から消防本部に多くの相談が寄せられているところであるが、危険物保安に関する消防法令に不案内な事業者もいると考えられることから、丁寧に教示、助言等を行うことが適切である。

消防庁で把握している例では、消防本部からおおむね以下の教示、助言等を行い、事業者において選択が行われている。

(1) 指定数量以上のアルコールを貯蔵し、又は取り扱う場合

消防法に基づき市町村長の許可を受けた危険物施設とすることが基本となるが、位置・構造・設備等が現行の一般基準を満たさない場合、次の可能性について教示等がなされている。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策として必要な高濃度アルコール製品が供給されるまでの間、臨時的に生産・保管等を行う場合にあっては、消防法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づき、仮貯蔵・仮取扱いとして承認する（繰り返し可）。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策としての臨時的な生産等が終了した後も、高濃度アルコール製品の生産・保管等の継続を計画している場合あっては、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 23 条の規定に基づき、許可を行う。

(2) 指定数量未満のアルコールを貯蔵し、又は取り扱う場合

- ・ 消防法第 9 条の 4 第 2 項の規定に基づき、少量危険物施設として条例で定めるところにより取り扱う。

(3) 消防法上の危険物に該当しないアルコール（アルコール濃度が重量比 60%未満※のもの）を貯蔵し、又は取り扱う場合

- ・ 消防法令の適用はない。

※ 消防法上の危険物に該当するかは、別紙2の判定フローによる。

※ 消防法上のアルコール類は、重さで考えたときの濃度（重量%。wt%）が60%以上のものが該当する。

なお、酒造等においては体積で考えたときの濃度（容量%。vol%）が用いられていることが多く、注意が必要。概ね67容量%以上が消防法上のアルコール類に該当する。

4 アルコールの貯蔵又は取扱いに係る消防法令上の運用の整理・事例

新型コロナウイルス対応として、新たに高濃度のアルコールを多量に貯蔵し、取り扱う場合においては、上記1(1)に記載したアルコールの性質、特徴を十分理解した上で、火災・流出等の事故を防止するため、同(2)に記載した“事故の発生防止”、“施設内における拡大防止”、“周辺地域への影響防止”を考慮する必要がある。

特に、上記2のような現行の一般基準に適合しない事項のある案件については、上記3を参考として事業者には教示、助言等を行いつつ、上記1を踏まえた運用を迅速かつ弾力的に行うことが必要である。

これに当たり、消防庁に提供された措置事例や想定される事象の対策例について、別紙3にまとめたので、執務の参考にされたい。

5 その他

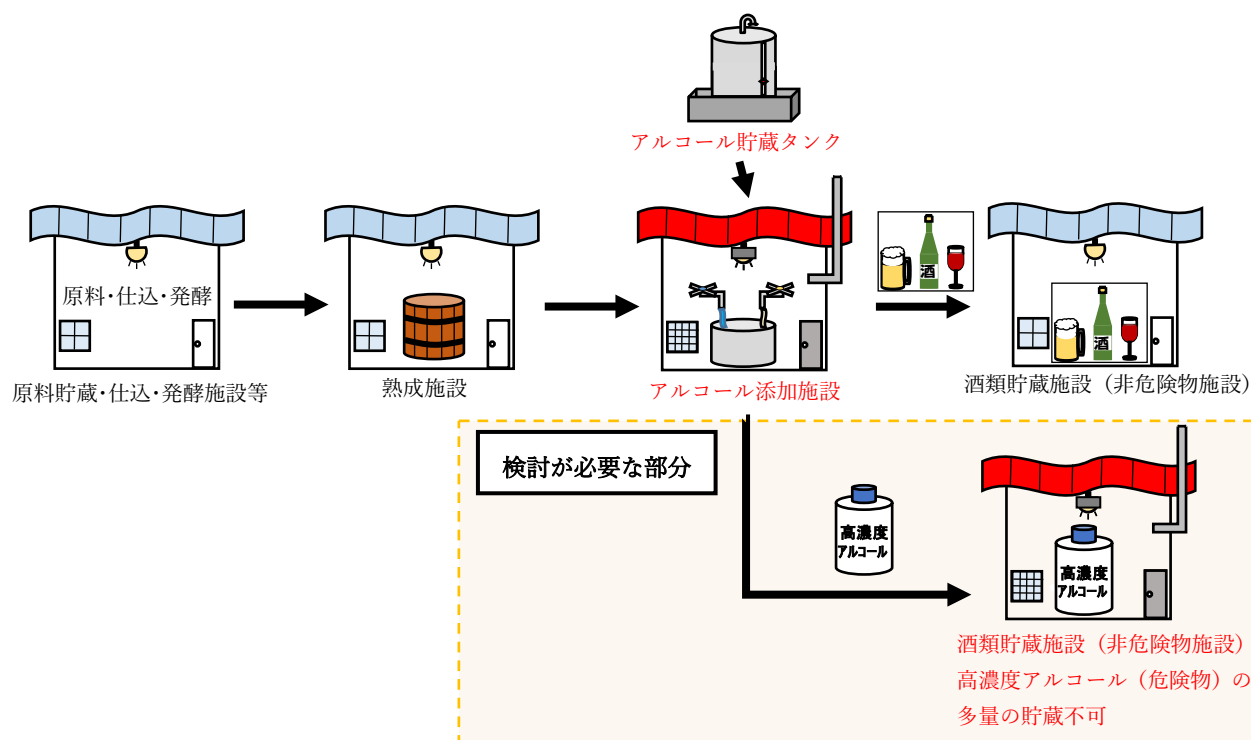
条例上の手数料に関する減免規定等により、仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し申請等に対する手数料を減免することも可能である。

臨時的に高濃度アルコールを多量に貯蔵し、取り扱う場合において、位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しないものの例

※赤字部分は消防法令上の危険物を取り扱う施設
(危険物施設又は少量危険物取扱所)

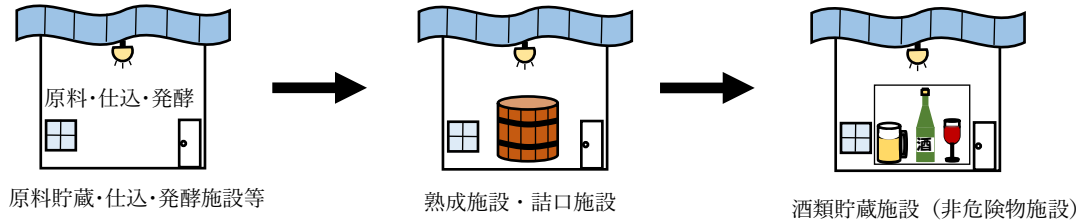
- ① すでに高濃度アルコールを希釈する等、危険物を取り扱う設備を有しており、これを、危険物（高濃度アルコール等）の製造としても使用できるが、高濃度アルコールを貯蔵する施設がない場合

※新型コロナウイルス対策として、新たに多量の高濃度アルコールの貯蔵が必要となった場合も同様。

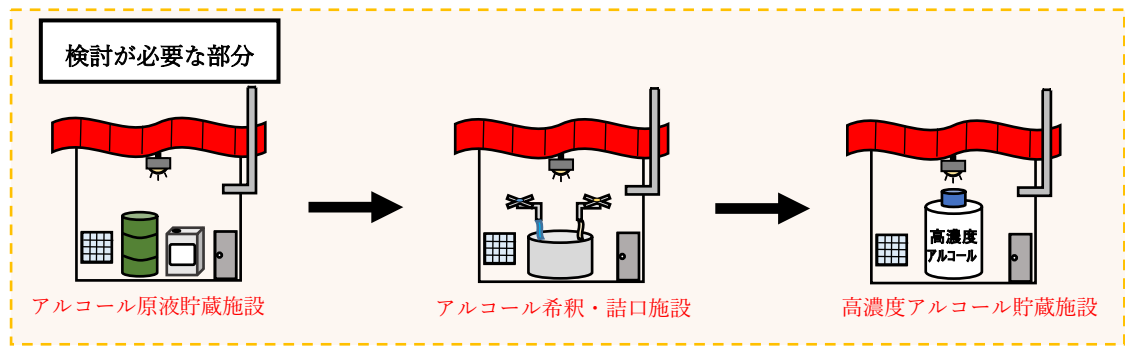


② これまで高濃度アルコールを扱ってこなかった事業者が、新たに高濃度アルコールを別会社から購入し、自社設備を用いて適度に薄め製造する場合

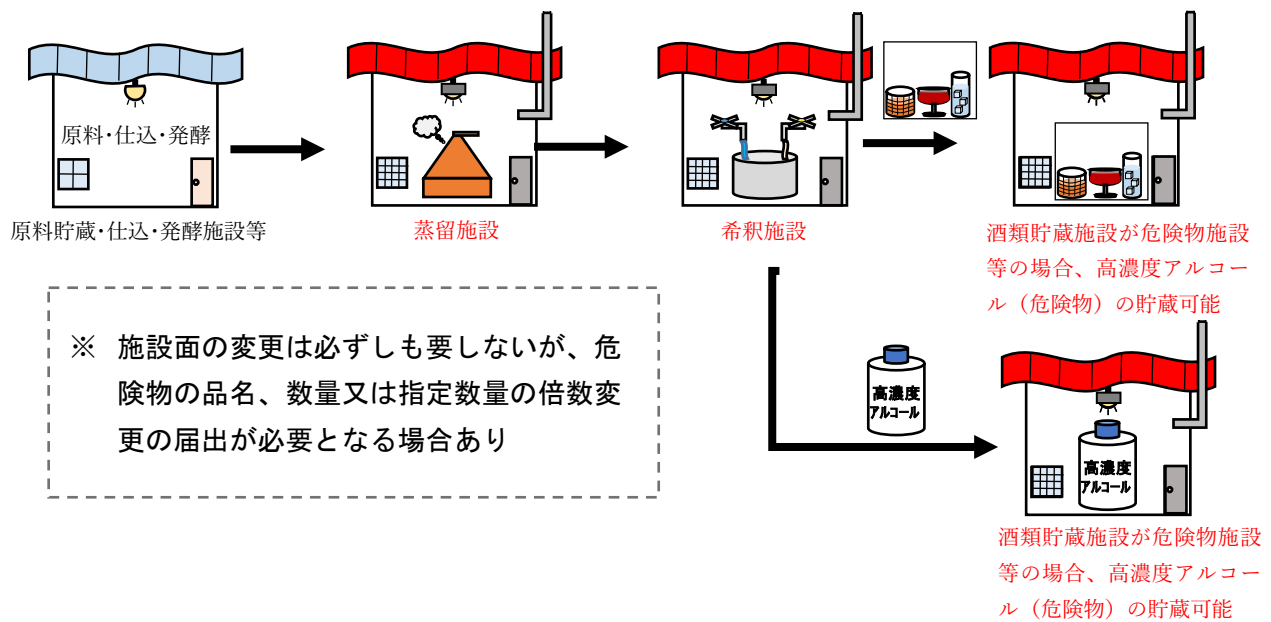
(危険物に係る許可・届出がない酒造施設等)



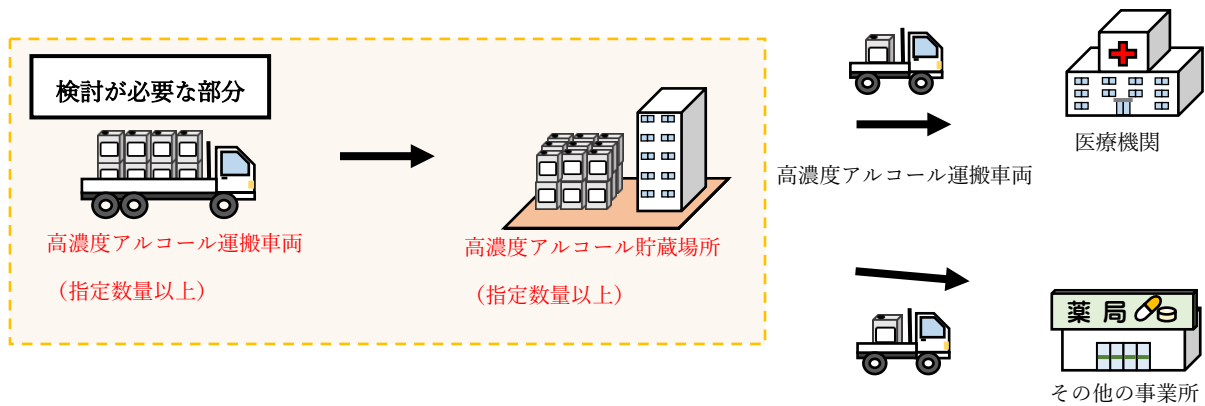
(高濃度アルコールを取り扱う場合)



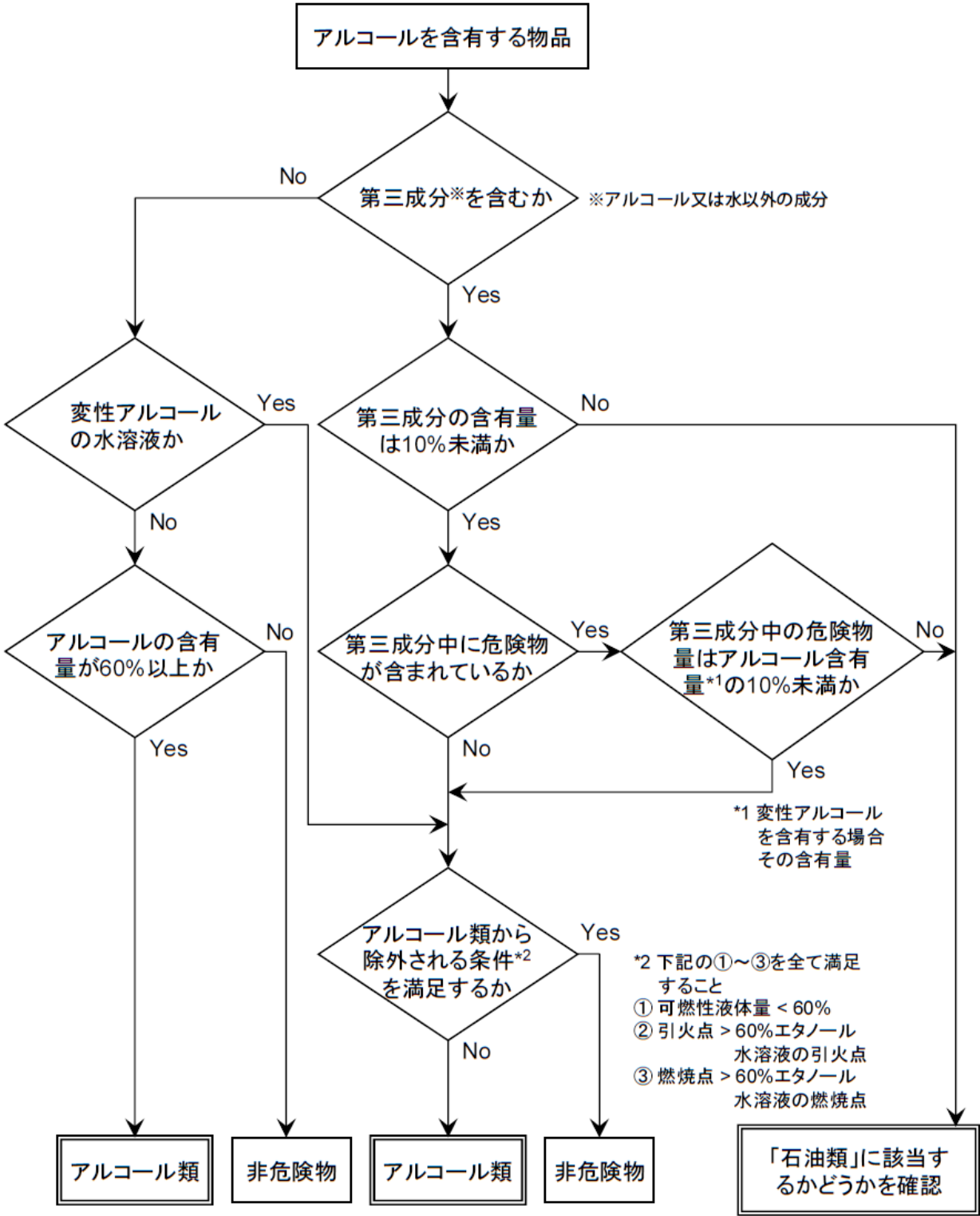
③ すでに高濃度アルコールを希釈する等、危険物を取り扱う設備を有しており、これを、危険物（高濃度アルコール等）の製造としても使用できるよう施設を活用する場合



④ 運搬・配布の過程において、指定数量以上の高濃度アルコール（危険物）を一時的に保管する場合



アルコールの判定フロー



※ 消防法上のアルコール類は、重さで考えたときの濃度（重量%。wt%）が60%以上のものが該当する。
なお、酒造等においては体積で考えたときの濃度（容量%。vol%）が用いられていることが多く、注意が必要。
概ね 67 容量%（vol%）以上が消防法上のアルコール類に該当する。

アルコールの取扱いに係る消防法令上の弾力的運用の事例等

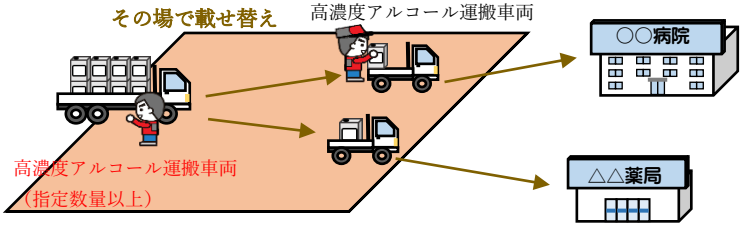
本別紙 3 は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、消毒に用いる高濃度アルコールを緊急的に増産・保管等する施設への対応として、消防本部等から把握した事例などを編集・整理したものです。施設の状況に応じて、適宜参考にしてください。

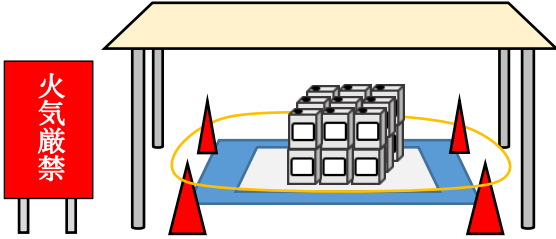
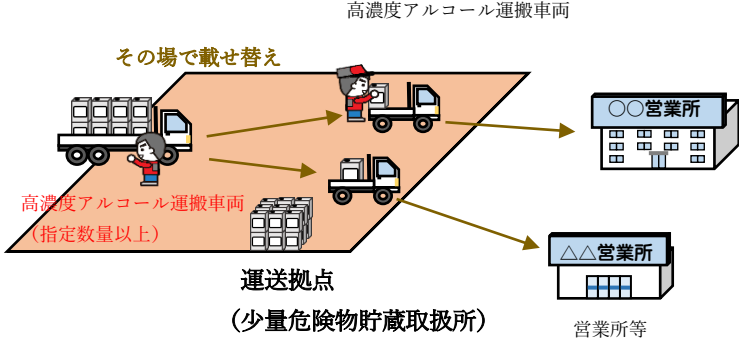
なお、施設の実態に応じて、これ以外の対応も検討してください。

1 危険物施設として弾力的運用を行う際の整理・事例

(1) 位置、構造及び設備の技術上の基準

① 高濃度アルコールの貯蔵や取扱いを行う場所からの距離規制（保安距離、保有空地等）

内容	対応策例
<p>○医療機関への高濃度アルコール製品の配布に伴い、中継地点で高濃度アルコール製品（危険物）の多量貯蔵が想定される中、現状、危険物を貯蔵等する施設としての許可・届出がない場合について</p>	<p>○中間地点における滞留をなくし、運搬車両の荷台から別の運搬車両の荷台に速やかに移動させることで、許可を要しないものとして運用。</p>  <p>○やむをえず多量に貯蔵されることを想定し、下記の安全対策をさせることを条件に仮貯蔵・仮取扱いの承認をし、臨時的な貯蔵として対応。</p> <p>【安全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮貯蔵を実施する場所に、火気厳禁等の掲示板を設置するとともに、三角コーンやロープ等を用いて第三者の立ち入りを禁止する。 ・ 責任者 1 名、危険物取扱者 1 名を配置。 ・ 消火器 2 本を仮貯蔵所内に配置。 ・ 漏洩対策として、ブルーシートを敷くとともに、作業箇所に油吸着材等を準備。 ・ 屋根付き屋内駐車場での保管とし、直射日光や可燃性蒸気の滞留のおそれのない場所とする。 ・ 貯留場所では、容器の開栓や小分け等を行わない。 ・ 配送作業前後に数量を点検・記録し、在庫管理を徹底する。

	<p>・貯蔵場所付近では、火気を取り扱わないようにするとともに、容器を落下させること等を行わないように製品を取り扱う。</p> 
<p>○一斗缶により高濃度アルコールを運送拠点に仕入れ、その後各営業所等に配布したいが、運送拠点内には、少量危険物貯蔵取扱所しかなく、貯蔵・取扱量に制限があることについて</p>	<p>○対応策として、許可施設への変更や、仮貯蔵・仮取扱いの承認、少量危険物貯蔵取扱所の増設、高濃度アルコール製品を滞留させずに速やかに別の場所に運搬させる方法等を事業者へ教示。</p> <p>○当該事業者においては、高濃度アルコール製品を倉庫に保管することなく、運搬車両から運搬車両へ速やかに載せ替えを行うことを徹底することで対応。</p> <p>○また、仮に貯蔵する場合には、少量危険物貯蔵取扱所の届出範囲内で実施。</p> <p>○なお、新型コロナウイルス感染症対策がしばらく継続することが予想されることから、今後は、恒久対策として「屋外貯蔵所」の設置を検討。</p> <p>※本件については、保安距離、保有空地等の確保が可能な場所あり。</p> 

② 危険物を取り扱う設備（特に可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所における電気機器は防爆構造とする等）

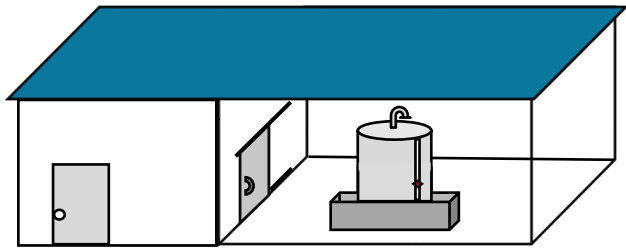
内容	対応策例
<p>○<u>可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所</u>における電気機器を防爆構造とすることについて</p>	<p>○アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいことに留意しつつ、ボトリング機器や電灯等の電気機器（非防爆品）によって、アルコールの可燃性蒸気に引火しないよう、下記に示す換気や静電気の帯電対策といった対応等を実施し、安全確保を図る。</p> <p>・換気を十分とることで、アルコールの可燃性蒸気を滞留させ</p>

	<p>ないようにし、引火危険性を低減させる。(具体例としては、換気装置が作動し続ければ非危険範囲とし、換気装置が故障等により停止した場合は、可燃性蒸気が発生しないよう安全装置により危険物を取り扱う設備を停止等させる。又は、ガス検知器等により可燃性蒸気をモニタリングし、一定濃度以上となった場合は安全装置で停止等させる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物を取り扱う設備について、静電気の帯電を防ぐ等、火源とならないよう措置を講じる。(具体には、危険物を取り扱う設備について、接地する等、静電気の帯電を防ぐ装置を設置させる。) ・危険物を貯蔵し、取り扱う施設で働く従業員に対しても、静電気対策を講じ、火源をなくす。
--	---

2 少量危険物の貯蔵及び取扱いとして弾力的運用を行う際の整理・事例

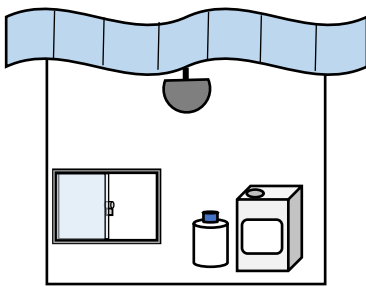
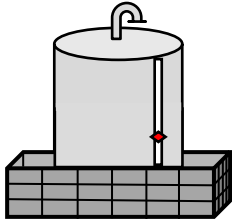
(1) 位置、構造及び設備の技術上の基準

①建築物の構造(壁、床、屋根、窓又は出入口の材質等)

内容	対応策例
○不燃材料等による区画について	<p>○高濃度アルコールタンク直近の扉を閉鎖。 ※当該扉(鋼製引き戸)を介して、隣室(別製品の製造部分)と繋がっており、安全上ある一定程度の区画が必要であることから、当該扉の閉鎖について指導。</p> 

②危険物を取り扱う設備(可燃性ガス等が滞留するおそれのある場所における電気機器等)

内容	対応策例
○可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所における電気機器について	<p>○ボトリング作業は手動機器を使用。 ○商品製造時のアルコールの取扱いについては、電気動力器具等を用いることなく手動ポンプ等を使用。 ○自然光により採光しつつ、可燃性蒸気が発生する作業を行っている間は、天井の電灯(非防爆構造)を使用しない。 ○十分な換気を確保。</p>

	
○流出防止対策について	<p>○高濃度アルコールタンクの周囲にコンクリートブロック等で囲いを設け、アルコールの漏洩時に流出拡大しないよう対応。</p> 

(2) 危険物の貯蔵・取扱い及び保安体制等

内容	対応策例
○危険物の貯蔵・取扱いについて	<p>○火気厳禁の表示をするなど、火気の使用を行わないように指示。</p> <p>○貯蔵・取扱量ともに指定数量を超えないよう、貯蔵・取扱量の厳守。</p>
○保安体制について	<p>○高濃度アルコールの引火性が高いことを全従業員に周知。</p> <p>○安全計画書の提出。</p>
○貯蔵・取扱いの期間について	<p>○期間を限定。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大状況を確認しながら対応し、新型コロナウイルス対応の終息後も継続する場合には、危険物の取扱施設として基準に適合したものとすよう指導。</p> <p>○緊急的な時限措置であることから、事業を継続する場合には、今後適切な時期をみて、危険物許可施設を設置し、施設の切り替えを行うこと。</p>
○消火設備について	○施設内の適当な場所に新たに消火器を設置すること。

3 運搬容器・その他

内容	対応策例
○高濃度アルコール（危険物）の運搬容器におけるプラスチック容器等の使用について	<p>○アルコール類の運搬容器として、以下の対応が可能であることを教示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の運搬容器の基準としては、落下試験、気密試験、内圧試験等が定められているが、最大容積 500 ミリリットル以下の内装容器を、外装容器（最大収容重量 30 キログラム以下

	<p>とする。)に収納する場合には、運搬容器の試験基準が適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また上記の場合、外装容器の表示については、危険物の通称名等の表示をもって代えることができる。
○ アルコールを取扱う上での注意事項について	○参考資料を用いて、適切な取扱いを周知する。
○ 消防法上のアルコール類について	○消防法上のアルコール類は、重さで考えたときの濃度（重量%。wt%）が60%以上のものが該当する。なお、酒造等においては体積で考えたときの濃度（容量%。vol%）が用いられていることが多く、注意が必要。概ね 67 容量%（vol%）以上が消防法上のアルコール類に該当する。

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

アルコールの火災予防上の特徴

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上の一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

⚠ 火災予防上の一般的な注意事項 ⚠

- ☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



- ☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。



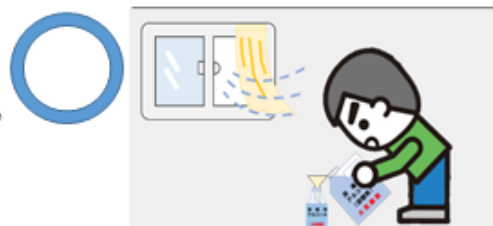
- ☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



- ☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは避けましょう。



新型コロナウイルス対応に伴う高濃度アルコールの取扱いに関する

相談シート

受付管轄消防 名/担当者名		
電話番号		
メール アドレス		
相談者 (会社名)		
相談を受けている施設の態様（アルコールの増産等への対応方針）		
①危険物の規制に係る政令第23条を 活用した危険物施設	②少量危険物施設	③非危険物施設（指定数量1/5未満・ア ルコール濃度60重量%未満）
相談を受けている施設について危険物保安上懸念している事項		
①火災	②流出	
さらに細分化した場合に懸念している事項		
①発生の防止	②施設内への影響拡大の防止	③施設外・周辺への影響の防止
具体的な相談内容		
①危険物を取扱う設備について	②建築物の構造について	③保安距離・保有空地について
④火気使用制限等ソフト基準について	⑤保安体制について (危険物取扱者等)	⑥容器について
(当てはまる項目に○をつけた上、具体的に苦慮している事項、判断できない事項を詳細に記載してください。)		

※その他資料がある場合は資料を添付することも可です。

総務省消防庁危険物保安室

電話：03-5253-7524 / FAX：03-5253-7534

mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp